

高萩駅前に 観光案内所 「メモリア」オープン!!

高萩を訪れる観光客をおもてなしするため、(一社)高萩市観光協会が観光案内所を開設しました。市の観光情報の発信だけではなく、高萩土産も多数取り揃えていますので、市民のみなさんも大いにご利用ください。また、オープンに合わせ「高萩真心一魂」の酒粕を使った「高萩真心一魂 酒粕アイス」も新発売。ほのかに香る酒粕と濃厚な味わいで、1個250円(税込み)で販売しています。

■問合せ (一社)高萩市観光協会 ☎23-2121



高萩市統計協会功労者表彰

5月25日(木)、高萩市総合福祉センターで開催された高萩市統計協会総会において、井坂典子さん(島名)が市長表彰を、伊勢田俊男さん(島名)が統計協会長表彰を受賞されました。2人は永年、国勢調査など各種統計調査に従事され、その功績が称えられました。現在も引き続き、統計調査員としてご活躍されています。



表彰を受けた伊勢田俊男さんと井坂典子さん

後期高齢者医療制度からのお知らせ

※後期高齢者医療制度対象者・・・75歳以上の方と65～74歳で一定の障害があり制度に加入している人。

●後期高齢者医療被保険者証を7月下旬に簡易書留で郵送します

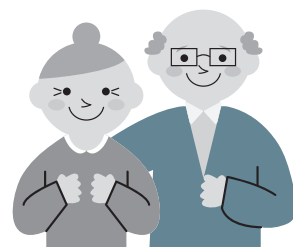
(後期高齢者医療制度に加入されている方の保険証は、毎年8月1日に更新します。)

新しい保険証が届きましたら、現在お使いの保険証(有効期限：平成29年7月31日)は、ご自身で裁断し破棄してください。

また、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、判定により引き続き該当になる人については、新しい減額認定証を同封します。

●自己負担割合(1割または3割)の判定について

医療費の自己負担割合は、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)です。自己負担割合は、前年度の所得が確定した後に、毎年8月1日に見直します。



判 定 基 準			負担割合
同一世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人。			3 割
※ただし、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の収入の合計額が、次のとおり基準額未満の人は、申請により「1割」に変更。			3割→1割 (申請により)
基準額	1人世帯	383万円未満	
	2人以上世帯	520万円未満	
同一世帯に、課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいない人。			1 割

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯全員が住民税非課税の人は、申請により「減額認定証」を交付します。

医療機関を受診する時(ただし、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術等は除く)に「減額認定証」を窓口で提示すると、一部負担金や入院時の食事代が減額されます。保険証と印鑑を持参し、保険医療課で申請してください。有効期限は、毎年7月31日です。

■申請・問合せ 保険医療課(仮設庁舎A棟2階) ☎23-2117